



## 危険物安全週間の活動について

東京消防庁 予防部危険物課

### 1 はじめに

東京消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的とし、6月3日から6月9日までの間、危険物安全週間を実施しました。

当庁では、地域の特性に応じ、各消防署を中心として、危険物施設等の保安対策指導をはじめ、危険物施設での災害を想定した消防演習等を実施しています。

### 2 推進標語

当庁では、都民の方から推進標語を募集し、平成30年度及び平成31年度東京消防庁危険物安全標語を次のとおり、決定しました。

「知っておこう 暮らしの中の 危険物」

作者 鈴木 太佳雄さん 羽村市在勤

また、当標語の決定に伴い、身の回りの危険物品を取り扱う際の危険な行為や、その安全な取扱方法に係るわかりやすいイラストを挿入したポスターを制作し、管内の駅舎、大学施設、事業所、町会、自治会の掲示板等に掲出しました。(図1)



図1 平成30年度危険物安全週間ポスター

### 3 推進項目

当庁では、本年の推進項目を次のとおり定め、各消防署の実状に合わせた事業所指導などを行いました。

#### (1) 都民一般を対象とした項目

- ア 身の回りの危険物品に関する知識の啓発普及  
手指消毒用アルコール、アロマオイル、マニキュア、エアゾール缶、カセットボンベその他身の回りの危険物の容器の注意表示及び正しい保管・取扱い方法
- イ 震災時の避難所や屋外催しの開催場所における危険物品に係る事故防止  
ガソリン、灯油及びカセットボンベ等の適切な取り扱いや運搬の方法並びにこれら燃料が原因で発生した火災の消火方法

#### (2) 危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

- ア 震災時の避難所における安全対策の推進  
各区市町村等で震災時に運営する避難所にガソリンや灯油の備蓄が計画されていることから、各区市町村の担当者等に対して、避難所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量に応じた届出等の指導
- イ 統計上重大事故の多い施設等への指導  
(ア) 全国で重大事故が多く発生している反応工程を有する製造所及び一般取扱所を有する事業所に対する指導  
(イ) 危険物の規制に関する政令に規定する特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所を有する事業所に対する指導
- ウ 事故発生率の高い危険物施設への指導  
都内において、過去5年間の全国平均と比較して事故発生率が2倍以上の給油取扱所を有する事業所に対して、事故発生防止対策を重点とした指導

#### ●大規模危険物施設を対象とした項目

- ア 航空機の離発着回数が増加している羽田空港一帯（大田区羽田空港一丁目から三丁目まで）の危険物施設を有する事業所に対する指導
- イ 東京危険物災害相互応援協議会に対する支援  
平成29年に東京危険物災害相互応援協議会の活動に対する当庁の支援に対する覚書が締結されたことから、当該協議会会員事業所のブロック活動訓練等に対して消防機関と連携した訓練を実施するなど、適切な支援を実施

### 4 庁消防演習について

危険物安全週間中の6月5日（火）、中央区晴海五丁目1番先臨港消防署敷地内朝潮ふ頭岸壁周辺において、第一消防方面本部及び臨港消防署により、平成30年度危険物安全週間に伴う消防演習を実施しました。（写真1）

危険物油槽タンカーが船籍不明の船舶に激突され操縦不能となり、護岸に衝突、その衝撃により甲板上の乗組員が海面に投げ出されるとともに、積載している燃料が海面に流出したとの想定で行われました。

消防車両6台、本年4月末に就航した「おおえど」（写真2）を含む消防艇6艇のほか、東京危険物災害相互応援協議会（以下「東危協」という。）Hブロックの事業所が連携して活動し、オイルフェンスの展張や、拡散注水による放水活動など、実践的な演習を行い、危険物流出災害への対応能力並びに自主保安体制の向上を図りました。（写真3）

また、当演習でご協力いただいた、東危協会員事業所「富士石油運輸株式会社」並びに危険物油槽船「昭（しょう）東



写真1 庁消防演習（一斉放水時）

「(とう)丸」に対しそれぞれ、当庁予防部長・山本豊より感謝状を贈呈しています。(写真4)



写真2 大型消防救助艇「おおえど」

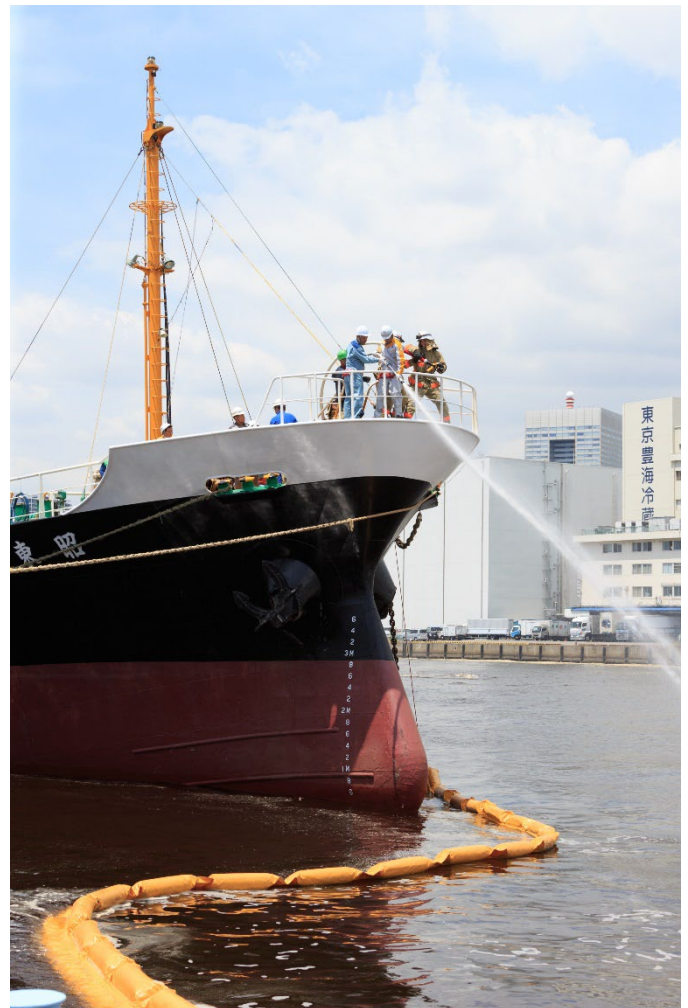


写真3 事業所と連携した活動



写真4 事業所へ感謝状を贈呈

## 5 各署における取組み

当庁は都内に全81署あり、その中から、安全週間の活動事例について、一部をご紹介します。

### ●講習会

危険物施設や都民の方に向けた、危険物に関する講習会を実施し、事業所の自主保安体制の向上や身の回りの危険物に関する知識の啓発普及活動を実施しています。

#### ◎著名人を活用した講習会(小石川署)

文京区西側を管轄している小石川消防署では、6月3日(日)、文京シビックホール小ホールにおいて、米村でんじろう氏を一日消防署長並びに講師として迎え、「教えて!でんじろう先生」という題目で危険物に関する講演を、実演を交えて行いました。

日曜日に開催したこともあり、親子連れが多く、ホールは満席となり、大盛況となりました。(写真5)



写真5 米村でんじろう氏による講演

●消防演習

当庁では、庁消防演習だけでなく、各署において独自の消防演習を実施しています。

◎大規模危険物施設での消防演習（福生署）

福生市、羽村市及び瑞穂町を管轄する福生署では、管内に存する、日野自動車株式会社羽村工場において、自衛消防隊と連携した消防演習を実施しました。

また、当演習では、東危協における応援協定に基づく対応訓練をあわせて実施し、それぞれ連携を図りました。（写真6）



写真6 演習時における自衛消防隊の活動

●広報活動

全署において駅前などでの広報のほか、新聞、ケーブルテレビなど様々なメディアを活用して広報を行ったほか、インターネットをはじめ、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用した広報もあわせて実施し、都民や危険物施設を有する事業所に対して幅広い広報活動を行いました。

◎バーベキュー広場における広報活動（金町署）

葛飾区東部を管轄している金町消防署では、都立水元公園バーベキュー広場において、施設利用者に対して、写真を用いたカセットボンベによる火災事例を紹介するなど、管内特性に応じた広報活動を行いました。（写真7）



写真7 バーベキュー場での広報活動の様子

●統計上重大事故の多い事業所への指導

先にご紹介した推進項目に基づき、各署において危険物施設に対し、指導を行っています。

◎屋外タンク貯蔵所に対する現地指導（八王子署）

八王子市を管轄する八王子消防署では、屋外タンク貯蔵所を多数保有している事業所に対し、重大事故防止の観点から現地指導を行いました。（写真8）



写真8 屋外タンク貯蔵所において現地指導

◎セルフスタンドに対する立入検査（小平署）

小平市を管轄する小平署では、管内に存する給油取扱所（セルフスタンド）に対し、一斉立入検査を実施しました。

検査時には、危険物の適正管理、危険物施設の構造などを確認、指導をするとともに、事業所の従業員に対して、安全に対する意識の高揚を図りました。

（写真9）



写真9 給油取扱所（セルフスタンド）における立入検査

## 6 おわりに

当庁では危険物安全週間を機会に、ガソリンや普段何気なく使っている身の回りの「危険物」について、正しい使用方法を改めて確認しています。(図2)

危険物を取り扱う事業所の皆様は、施設の日常点検や災害時の対応要領など、自主保安体制を改めて確認してください。

また、当庁では、来年にはラグビーワールドカップ、再来年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、危険物災害はもちろんのこと、あらゆる災害に対応するため、精強な消防部隊の育成に努め、「セーフ シティ」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでいます。



図2 身の回りの危険物の例